

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県市原市岩崎二丁目21番地18

氏 名 株式会社 メイナン
代表取締役 吉田 玲子

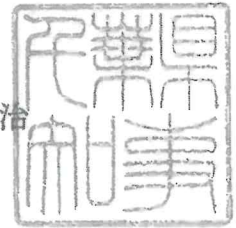
優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成26年 2月18日

許可の有効年月日 平成33年 1月27日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

コピー厳禁

(2) 産業廃棄物の種類

ア 収集・運搬（ただし、積替・保管を除く。）に係るもの

(ア) 汚泥, (イ) 廃油, (ウ) 廃酸, (エ) 廃アルカリ, (オ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, (カ) 紙くず, (キ) 木くず, (ク) 動植物性残さ, (ケ) 金属くず（自動車等破砕物を除く）, (コ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, (ク) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 収集・運搬（ただし、積替・保管を含む。）に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（蛍光灯に限る）, (イ) 紙くず（石膏ボードに限る）, (ウ) 金属くず（蛍光灯に限る）, (エ) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（蛍光灯及び石膏ボードに限り, 石綿含有産業廃棄物を含む）, (オ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含まない）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え

又は保管を行う産業廃棄物の種類

許可証別紙1のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 積替・保管は、2.に記載する施設で行うこと。保管時はコンテナにシート掛けすること。
- (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自ら行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成9年1月28日	新規許可
平成19年1月28日	更新許可
平成19年3月29日	変更許可（「積替・保管を含む。」に変更）
平成19年11月1日	変更許可（4品目の追加）
平成19年12月10日	変更届（住居表示の変更）
平成23年2月2日	変更許可
平成23年9月29日	優良確認
平成24年10月31日	変更届（代表者変更）
平成25年10月29日	変更届（株主変更）
平成26年2月18日	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

コピー厳禁

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		積替・保管場所の面積	最大保管量	数量	施設の所在地
石膏ボード (紙くず, ガラスく ず, コンク リートくず 及び陶磁器 くず)	石綿含有 産業廃棄 物を含ま ない	15.5 m ²	20.5 m ³	1	千葉県市原市能満字中原太郎 2080番76の一部
	石綿含有 産業廃棄 物を含む	15.7 m ²	20.5 m ³	1	
蛍光灯 (廃プラスチック類, 金 属くず, ガラスくず, コ ンクリートくず及び陶 磁器くず)		7.8 m ²	10.3 m ³	1	
がれき類		7.8 m ²	10.3 m ³	1	

コピー厳禁